明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分		
介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと	
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間		
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間		

注1　（略）

2　右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一　訪問介護、夜間対応型訪問介護

二～五　（略）

六　通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七～十一　（略）

十二　介護老人保健施設、介護医療院、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三　介護療養型医療施設、施行規則第十四条第三号又は第四号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第三号又は第四号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正）

第十六条　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	一時間		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十七第一項に規定する調査員の心得に関する講義	三十分		
介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義	二時間	介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスの種類ごとに行うこと	
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の理解に関する講義	一時間		
介護保険法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務の演習	三時間		

注1　（略）

2　右記研修の内容のうち、介護保険法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報の理解に関する講義に関しては、次の各号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したときは、それぞれ当該各号に掲げる他の介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げるいずれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サービスに係る講義を修了したとみなすことができる。

一　訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

二～五　（略）

六　通所介護、地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条に規定する指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

七～十一　（略）

十二　介護老人保健施設、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護

十三　介護療養型医療施設、施行規則第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護、施行規則第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護